

報告書・申請書の提出期限：令和6年6月28日（金）

磯子区連合町内会長会資料
令和6年3月18日

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金について、令和6年度分の交付申請を受け付けます。申請を希望する自治会町内会につきましては、申請書等をご提出ください。

また、令和6年度分の交付申請の有無にかかわらず、令和5年度に地域活動推進費補助金の交付を受けた自治会町内会については、必ず令和5年度の活動報告をしていただく必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

なお、交付申請及び活動報告の手続きの流れ等は、昨年度から変更ありませんが、昨年度よりも提出期限が短くなっておりますのでご注意ください。

1 令和6年度 地域活動推進費補助金の交付申請

令和6年度 地域活動推進費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。申請書の様式は、地域活動推進費補助金と地域防犯灯維持管理費補助金で共通です。

両方の申請をする場合は、1枚の申請書にまとめて申請してください。

- (1) 令和6年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書
兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約 毎年、4月1日時点のものをご提出ください
- (5) 提出書類チェック表

※ 申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録を同封・ご持参ください

2 令和6年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請

令和6年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 令和6年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書
兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 電気料金等領収証の写し（令和6年4月分、一括前金払いの場合は直近のもの）

裏面あり

※代替可能な書類

- ・支払証明書の写し
- ・集合住宅の場合は、管理組合と自治会町内会で交わした覚書

(3) 電気料金集約分内訳表の写し（令和6年4月分）

- ・内訳表がない場合（灯数が少ない等）は、全灯分の領収証の写しをご提出ください。

3 令和5年度 地域活動推進費補助金活動実績報告書等

令和5年度 地域活動推進費補助金の交付を受けた団体については、以下の書類の提出が必要となります。提出がない場合は、令和6年度の補助金交付が行えませんのでご注意ください。

- (1) 令和5年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書

※項目単位で10万円以上になる場合には、摘要欄に内訳を記載してください。

例：レクリエーション費が30万円だった場合、摘要欄に、
夏祭り 18万（設営8万、食材費6万、消耗品など4万）・
餅つき 12万（設営3万、食材費7万、消耗品など2万） と記載してください。

(4) 10万円以上の補助対象経費に係る領収書の写し

※1件の金額が10万円未満、公共料金の支出については不要です。

※同一事業者等に対し、同じ要件で年間10万円を超える支払い（分割払いでも総額10万円を超える場合を含む）をした場合は「領収証等支出を証する書類の写し」を全てご提出ください。

(5) 入札又は見積書の徴収を行った場合（原則、市内に本店のある市内事業者等）の入札の結果が分かる書類又は見積書の写し ※1件100万円以上になると見込まれるときのみ

4 提出期限及び提出先

申請書・報告書とも、令和6年6月28日（金）までに地域振興課あて、来庁、郵送、Eメールにてご提出ください。

⇒ご提出前に、同封の「提出書類チェック表」で必要書類をご確認ください。

【住所】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課

【Eメールアドレス】is-chishin@city.yokohama.jp

※各種様式は、磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/chikatsuhi.html



※来庁でのご提出の際は、その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

5 その他（お願い等）

- (1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金それぞれの手引を同封しています。申請にかかる注意点等を記載しておりますので、ご一読をお願いいたします。
- (2) 町の防災組織活動補助金の申請をいただく自治会町内会については、地域活動推進費補助金の申請に添付していただく予算書・決算書の中で、町の防災組織活動補助金の申請金額等を記載いただいておりますが、金額の誤差が多くなっています。申請の際は、今一度、予算書・決算書に記載の他の補助金の申請金額等のご確認をお願いします。
- (3) 会長が変更となる場合には、確実に引継ぎを行っていただき、期日までに申請をお願いします。
- (4) 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。
- (5) この補助金は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

担当：磯子区地域振興課 金澤、中谷

TEL：750-2391 FAX：750-2534